

日本脳炎ワクチン供給不足が見込まれる現状での医療施設における対応  
－予防接種推進専門協議会からのお願い－

2021年3月11日

予防接種推進専門協議会

日本脳炎ワクチンについては、供給量が十分でない状況が今後しばらく続くことが予想され、2021年1月15日には、厚生労働省健康局健康課から事務連絡として「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの定期の予防接種に係る対応について」<sup>1)</sup>が発出されております。

このような状況に鑑み、医療施設におかれましては地域の患者発生状況およびブタの感染状況<sup>2)</sup>などを考慮しつつ、ワクチンが安定的に供給されるようになるまで以下の対応をとって頂きたいとお願いいたします。

なお、医師が緊急に接種が必要と認めた場合には、この限りではございません。

1. 必要量に見合う日本脳炎ワクチンを購入するようにしてください
2. 日本脳炎ワクチンを未接種または1回接種者は、合計2回の接種を行います。
3. 日本脳炎ワクチンを2回あるいは3回接種している場合は、個別通知が既に行われている被接種者も含めて、ワクチンが安定供給されるまで、接種を見送ります。

安定供給された場合、規定の間隔があいてしまった場合でも、残りの回数を確実に接種することが重要です。

4. 定期接種として接種が受けられる年齢の上限\*が近づいている場合には、定期接種で受けられる年齢を過ぎないように、2021年度内に接種を行います

\*定期接種で受けられる年齢の上限

1期（1～3回目接種）は、生後6か月から生後90か月に至るまで、2期（4回目接種）は、9歳以上13歳未満が対象。このほか、特例措置と

して、2007（平成19）年4月2日から2009（平成21）年10月1日生まれの者は、9歳以上13歳未満の間に、定期接種として1期の接種が可能。  
また、1995（平成7）年4月2日から2007（平成19）年4月1日生まれで、20歳未満の者については、4回の接種が終了していない場合には、定期接種として1期及び2期の接種が可能

5. 海外渡航などに伴う成人への接種については、安定供給されるまで必要最小限の回数（小児期に接種を受けている場合は1回、未接種の場合は2回）を接種するようにします。

- 1) 厚生労働省健康局健康課長通知 健健発0115第1号  
令和3年1月15日

<https://www.mhlw.go.jp/content/000720641.pdf>

- 2) 日本脳炎 Q&A 第5版：国立感染症研究所 感染症疫学センター、同ウイルス第一部

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/jeqa.html>